

# 鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第五百八十七号

昭和二十五年十二月十一日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十五年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年十二月四日  
外 月 曜 日

本書ノ大きハ國定規格A五判

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル  
火金 曜日發行 (時ハ翌日))

昭和二十五年十二月 四 日  
外

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十五年十二月四日  
外 月 曜日

本書ハキヤハ國定規格A五判

提出時限は各村長が定める。

### 鳥取縣告示第五百八十八号

度量衡法施行細則第四十八條により東伯郡の度量衡器、計量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十五年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 東伯郡度量衡器第一種取締執行日割

取締月日	取締区域	取締場所
十二月七日	東伯郡西郷村	東伯郡西郷村特設 度量衡検査所
同 八日	同 三朝村	同三朝村同
同 九日	同 三徳村	同三徳村同
同 十一日	同 小鹿村	同小鹿村同
同 十二日	同 旭村	同旭村同
同 十四日	同 竹田村	同竹田村同